

社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 吉 田 学 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 6 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 7 年 6 月 27 日までに報告されたい。

## 記

### 1 法人運営について

#### （1）評議員会の出席状況について

評議員会を続けて欠席している評議員が認められたことから、評議員会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫するなど欠席者が出ないよう評議員会を招集すること。また、今後も出席が見込まれない場合は、改選も含め検討すること。

#### （2）助成事業について

第 2 種社会福祉事業として実施している助成事業の件数及び金額が、社会福祉法第 2 条第 4 項第 5 号に規定する社会福祉事業の要件を下回っていることが認められたため、今後は要件を下回らないよう助成事業の広報や募集方法等の見直しを行い、令和 8 年度以降における助成事業の具体的な内容について令和 7 年度中に報告すること。